

2. 5. 19  
1. 4

手存書付

芝浦労働組合の活動に関する件

標記の如きもの、組合と本会との交渉、芝浦製作所より懲戒  
解雇に附せられたる、不意に本會社に付し、本會社運動を起すこと  
今社に完全の交渉を遂げ、又一般に本會社の名譽を損ふこと依り、本會  
の中止を旨とし、組合員にその旨を通知せしむるに依り、

此

芝浦労働組合(ハ) 分區に於ては、諸員單價値下問題に關し、六月  
十日、代表者より本會(ハ) 分區主任兼板倉院の嘆息を呈出し、  
際、本會とあるは、本會主任被訴の取手、本會の勢力を深へ、本會社  
に於ては、本會一般に本會の活動し、卒後、この不穩、本會の活動、出さるる小  
川一部、村杉堂、真澄武治、三名より罰金、總て、本會の昔田  
鏡城、久保友也、大塚正保、三名より、本會の昔田、

財團  
手  
目